



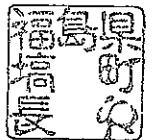
埴町告示第33号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2号の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成21年6月12日

埴町長 菊池基文



変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
大字常世中野 字雨谷	大字常世中野 字雨谷前	1-2、3-3、4-6、4-7、5-2、6-3、7及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに1-1に隣接する道路、水路である町有地の全部、9地先の道路、水路である町有地の全部
	大字常世中野 字鳥井戸	29-2、33-2、34、46-2、47-2、48、49-1、49-2、50、51-2
大字常世中野 字雨谷前	大字常世中野 字雨谷	133-2、133-4、134-2
大字常世中野 字銭神田	大字常世中野 字雨谷前	148-2
大字常世中野 字高野坊	大字常世中野 字北沢	96-2、168
	大字常世中野 字滝ノ平	17-3、17-4、18-2及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部
	大字常世中野 字梨子本	91-2及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部並びに85-1、88-1、92に隣接する道路、水路である町有地の全部、88-1、89地先の道路である町有地の全部
大字常世中野 字中野内	大字常世中野 字中野	135-2、135-3、136-2、137-2、138-2、139-2、139-3、140-2、140-3及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部
大字常世中野 字中野	大字常世中野 字伊勢下	13-2、15-2、32-1、32-3、39-1、39-2、39-4、39-5、39-6、39-7、40-1、40-2、40-4、40-5、40-6、41-2、41-4、41-5、46-2、46-4、46-5、50-2、50-4、50-8、50-9、50-10、51及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに字舟木原108-3、111-4、111-5、111-6、115に隣接する字伊勢下の道路、水路である町有地の全部
	大字常世中野 字北沢	1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、4-1、4-2、4-4、144-2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	大字常世中野 字銭神田	4に隣接する道路である町有地の全部

変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
大字川上 字馬場	大字川上 字堀ノ内	199、200-2、216-2